

令和元（2019）年 第5回定例教育委員会会議録

- 1 招集年月日 令和元年5月29日（水） 14時00分～
- 2 招集場所 佐々町役場 別館2階会議室
- 3 出席委員 黒川教育長、舩委員、十時委員、山之内委員、寺崎委員
- 4 事務局出席者 水本次長、貞松指導主事、落合次長補佐、西係長、鮎川係長
- 5 会議録署名委員の指名 舩 由典 委員
- 6 前回の会議録の承認 平成31（2019）年 第4回定例教育委員会（4/23）
- 7 教育長報告
- 8 案 件 議案第18号 佐々町立小・中学校空調設備運用の指針の制定について
議案第19号 「社会人権・同和教育地区別研修会」開催に係る共催について
- 9 報告事項
 - (1) 消費税増税に係る条例改正について
 - (2) 長崎県学力調査について
 - (3) 学校運営協議会委員の選任について
 - (4) 小中学校空調設備設置工事の進捗状況について
 - (5) 学校給食施設整備について
 - (6) 学校給食に係る公会計化について
 - (7) いじめ・不登校について
 - (8) 名義後援について
 - (9) 準要保護の5月認定について
 - (10) 行事関係報告について
 - (11) その他
 - ・埋蔵文化財包蔵地の調査について
 - ・児童・生徒の安全確保について
- 10 その他
 - (1) 次回開催日程 令和元年6月26日（水）14時00分～
 - (2) 場 所 佐々町役場 別館2階会議室
 - (3) そ の 他

〈審議の経過（要約）〉

| | |
|-----|--|
| 教育長 | ただ今から、令和元年第5回定例教育委員会を開催します。 |
| 教育長 | <u>5 会議録署名委員の指名</u> 本日の会議録署名委員を指名します。拙 由典委員にお願いします。 |
| 教育長 | <u>6 前回の会議録の承認</u> 前回の「平成31年第4回定例教育委員会会議録」について、事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | (資料により説明) |
| 教育長 | 今、説明がありましたが、質問や、お尋ね等ございますでしょうか。 (「なし」の声あり。) |
| 教育長 | ないようでしたら承認することといたします。 |
| 教育長 | <u>7 教育長報告事項</u> 次に教育長報告に入ります。 |
| 教育長 | (1)教育長の主な行動 (資料により説明) |
| 教育長 | (2)町内校長会指導事項等 【指導事項】 ○考えながら走る 学校は毎年そうですが、1学期はものすごく忙しく、今やっと小・中学校の体育大会が終わって、中学校は今度は中体連に向かって、子どもたちも職員も一生懸命やっているところだと思っています。小学校においては、今度は教育週間に向けての取り組みを実施していくことだろうと思っています。 忙しいけれども、考えなしには走るなど。走りながらでもいいから、必ず次の課題、どういう結果になるのかと予想しながら対応してほしいという話をしました。 ○1学期の終わりを意識して 1学期というのは毎年、学校では物事に追われるという感じがありますけれど、追われる中で2、3学期の本番にどう学力をつけるか、心の力をつけるかということを考えながらやってほしいという話をしました。そのときに教職員の姿、児童・生徒の姿を客観的に見て、1学期にここまで到達すると考えておいてほしいという話をしました。 ○学校における働き方改革について 以前もお話した働き方改革の平成31年度の取り組みについて指導しました。や |

教育長

るべきことはやらないといけないけれど、逆に改革できるところは改革していこうという話をしました。

本町の今年の大きな取り組みとしては、部活動ガイドラインの遵守、統合型校務支援システムの導入、ストレスチェックの導入等を予定しているわけですが、本当に学校行事と精選できるところがあるならば、精選をという話をしました。

ただ、単なるカットというのはやめてほしいと。子どもたちは何のためにその行事をやるのか、その行事の目標達成ができないのであれば意味がないという話をしました。例えば平和集会を、ただ形だけやるのならば、それは意味がない。そうではなくて、平和集会をやるからには、平和について考える機会等をきちんと取った中で精選すべきところは精選をするという話をしました。

○県教育委員会の主要施策（一部）

主要施策については話をしていましたが、特にとということもないですけれど、気になったところで、学校訪問の実施や学力向上の取り組みという具体的な形で、学校現場に県教委の義務教育課に学力向上班というのを作ったということで、学校現場で指導を行うという話です。本町もこれを大いに活用していきたいという話をしましたし、8月9日の3校研総会の冒頭に学力向上に関する、読解力向上に関する講演をお願いしているところです。

また、英語教育について、イングリッシュパフォーマンスコンテストという小学生も対象としたコンテストがあるということで、対応を考えておくようにという話をしました。

○目標管理シートの面談

目標管理シートの面談については、今日、佐々中学校校長が最後で終わりました。校長先生方から出された目標管理シートをもとに改善点を共通理解したところ です。

【気になっていること】

○教職員の不祥事

「中学教諭戒告」ということで、以前、大村市立中学校の男性教諭が迷惑行為で逮捕されましたけれど、それが不起訴になっています。しかし、不起訴になったけれど、県教委は戒告処分にしたという記事が載っていました。

当該教諭は、電車で女性に体が当たって、そのまま密着した状態だった。腹部付近にあたっていた女性のコートをずらすとともに、傘を持っていた右手で3回つまんで上げようとしたという説明をしているようですが、事の真偽はわかりませんが、これが真実であるとするならば、いわゆる行為が不適切というよりも、誤解を受けた行為に対する処分が行われるということになるのかなと思っています。

ですから、誤解を受けることがないように、そのことも信用失墜行為に捉えられるということを職員に指導するようにという話をしました。

また、セクハラ、わいせつ行為については、無神経な言動を行わないようにという話をしました。

○虐待

虐待については法制化されたということでしたけれど、文科省のほうが対応の手引を作るということでした。まだ届いていませんが、届き次第、それについてまた

教育長

考えていこうと思っています。

ただ、新聞記事に書いてありますけれど、「産後うつ 三つ子の母親」ということで、育児が大変で悩んでいる親、虐待に走ったりする心神耗弱という状態に陥ってというような記事です。もし、そういう悩みを抱えているのではないかという保護者がいらっしやったときには、福祉との連携をという話をしました。

○「いじめ」への対応

やはり、この記事で気になったのが、「いじめが最大要因～第三者委 再調査で認定～」ということですが、「学校の対応も問題視。16年11月、児童へのアンケート結果で仲間はずれが指摘されたが、教員らは事実関係を確認しなかった。17年2月にグループと距離を置いていたのに気づいた養護教諭が担任に状況を伝えたが、担任は様子を見るだけ。学校側は1人で読書をしていることも親に伝えなかった」、結局、対応しなかったということが問題だったということです。

対応しなかったという問題を指摘されることがないようにという話をしました。

○中教審諮問

文部科学省が4月17日に、包括的な教育施策に対する諮問を中央教育審議会に出したということです。中央教育審議会というのは、教育を審議して答申を出しますが、おおよそ、その答申を文科省は施策に生かしていくということになりますので、諮問されたという内容については、その方向での検討はなされるのではないかと思います。

新聞では、小学校における教科担任制ということがクローズアップされていますけれど、全国町村教育長会で受けた説明、文科省の説明によれば、それだけではなくて、特に高校の普通科について検討を加えるということです。当然、大学入試について変えていくということでした。

高校に入学して1年生の後半頃から、文系と理系に分けます。そうすると、文系をとった子は数学をしないまま、文系の大学に行く。それでは世の中、国際的に通用しなくなってきたというような大きな考え方があるようです。経済学にも数学は要るんだということで、そのことも含めた普通科の再編を行うということでした。

小中教育をめぐる包括的な諮問ということですので、あと一、二年かかるでしょうけれど、当然、高等学校が変われば小・中学校も教える内容等について大きな変化が起こるのではないかと思います。

○小学校教科書

小学校の教科書は全て合格ということでした。ただ、『5、6年生で新しい教科になる英語では「読む、聞く、書く、話す」を重く見て、教科書のQRコードなどから単語や会話などの音声や映像データにつながる工夫もしてある』、QRコードにかざせばタブレットでもスマホでも何でもいいということですね。音声等が出てくるという工夫がしてあるということです。学校のタブレットの活用、また家庭学習の中での活用というのはいかにやっていたらいいのかという一つの課題になってくると思っています。

○空調施設の方針

校長会で、空調設備運用の指針について何か要望がないかということで話をしま

| | |
|------|--|
| 教育長 | <p>して、これでよいということで、定例教育委員会で審議の後、正式に指針として通知をすることにしました。</p> <p>私からの報告は以上です。何かご質問等ございませんでしょうか。</p> <p>(「なし」の声あり。)</p> |
| 教育長 | <p><u>8 案件</u></p> <p>議案第18号 佐々町立小・中学校空調設備運用の指針の制定について (資料により説明)</p> |
| 教育委員 | <p>「適宜、必要と判断する場合」というのは、どなたが判断するのですか。各クラスの先生が判断することなんですか。</p> |
| 教育長 | <p>空調稼働中は生徒の体調に配慮し、教職員において管理を行ってくださいということで、全体的な判断も確かにあるかと思います。朝、来たときには寒いから入れていいんじゃないという判断はあるかもしれません。ところが、教室において、暖まってきたらどう切ろうかという判断、先生方の判断もあるかもしれません。校長とか教諭とか書かなかつたのは、そのところがございます。いずれにしても先生方の判断ということです。</p> |
| 教育委員 | <p>稼働時間が11時から15時になっているんですけど、授業は大体何時に終わるのですか。</p> |
| 教育長 | <p>小学校の場合が大体16時、低学年が15時半ぐらいです。中学校は16時30分ぐらいです。</p> |
| 教育委員 | <p>では、15時以降は様子を見ながらということですか。</p> |
| 教育長 | <p>そういうことです。恐らく真夏の暑いときには必要になってくると思います。</p> |
| 教育委員 | <p>あと一つ気になったのが、小学校は私服なので、ちょっと今日風邪気味ねといったときは個人の服で多めに着るとかできると思うんですけど、中学校は制服の場合、うちも、保護者としてはカーディガンを持たせたかったけれど、カーディガンはだめですと言われた時期があったので、そういう制服に対しての配慮というものが今から考えるところだと思んですけど、そういう事例もあったので、制服の場合は厳しい、何か個人差を埋める部分が厳しいのかなと思いました。</p> |
| 教育長 | <p>今から検討するところになってくると思いますけれど、恐らく、校長の判断になると思います。例えば、ジャージの上着を持ってきておくとか、そういう対応ができていこうと思っています。我慢しろということではなく、個別的な対応については指示をしていきたいと思っています。</p> |

| | |
|------|---|
| 教育委員 | ありがとうございます。 |
| 教育長 | <p>それでは、佐々町立小・中学校空調設備運用の指針については、ご承認いただいたということによろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり。)</p> |
| 事務局 | 議案第19号 「社会人権・同和教育地区別研修会」開催に係る共催について (資料により説明) |
| 教育長 | <p>ただいま事務局から説明がありました。ご質問等ございませんでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり。)</p> |
| 事務局 | <p><u>9 報告事項</u></p> <p>(1)消費増税に係る条例改正について (資料により説明)</p> |
| 教育長 | ただいま事務局から説明がありましたように、それぞれ消費税率の改正を見据えた改正ということです。 |
| 事務局 | (2)長崎県学力調査について (資料により説明) |
| 教育長 | この県の学力調査は、小学校5年生、中学校2年生が対象で、全国学力調査は、小学校6年生、中学校3年生となっています。6月の中旬には県の結果も出るので県との比較をし、くわしく分析したいと思っています。 |
| 事務局 | (3)学校運営協議会委員の選任について (資料により説明) |
| 教育委員 | 口石小学校と佐々中学校は、校長先生が1名ずつ入っているみたいですが、佐々小学校は、先生が3人を占めているのは何かあったのでしょうか。普通1名なのが佐々小学校の場合は学校の先生が3人入っているところが何かあるのかなと思って。 |
| 教育長 | <p>規則上、10名以内となっているわけですが、佐々小学校については、教頭と教務主任が入っています。これは直接聞いたわけではないのですが、これを見たときに、校長の思惑として教頭、教務主任にも学校運営に関わってほしいとの思いがあるのではと、私自身は理解したところです。</p> <p>口石小学校、佐々中学校も、教頭、教務主任は会議には参加します。あえてメン</p> |

| | |
|------|--|
| 教育長 | <p>バーに入れたということは、そういう意図なのかなと。それはそれで校長の考えであると思いました。</p> <p>教職員のほうが、人数的に勢力を張ろうとか、そういう意図ではないと私自身理解しましたので、最終的に10名以内、規則に反しない範囲ということで可であると考えたところです。</p> |
| 教育委員 | <p>何か重要案件を議決するときに、かなり賛否を、過半数という問題が出てきたときにどうなのかなと、ちょっと思ったものですから。</p> |
| 事務局 | <p>(4)小中学校空調設備設置工事の進捗状況について (口頭で説明)</p> |
| 事務局 | <p>(5)学校給食施設整備について (資料により説明)</p> |
| 教育委員 | <p>教育委員会としてセンター化したほうがいいという意見で、もし仮に検討していただく中で自校方式になった場合、建替えという形になるんですよね。建替えしたときにどこで給食を作るのですか。</p> |
| 教育長 | <p>自校方式の場合？</p> |
| 教育委員 | <p>自校方式の場合に、建替えするときに、給食調理室がなくなりますよね。</p> |
| 教育長 | <p>建替えをする間というということですね。</p> |
| 教育委員 | <p>はい。</p> |
| 事務局 | <p>これも委員会のほうで質問がありました。今の場所に建て替える場合は、給食は作れないので、そういった状況になれば、弁当もしくはデリバリー方式で、よそから弁当をとるなりの対応が必要になるのではないかと。学校に併設して作るようなスペースはありませんので、既存の場所での建替えはちょっと厳しいのではないかと思います。</p> |
| 教育長 | <p>これは、あくまでも今までの位置で大きくしたらどうなのかという想定だけで、口石小学校は、この配置にしたらとてもじゃないですね。衛生管理基準、HACCP（ハサップ）、それをきちんと守ることも厳しくなるとおられます。</p> <p>給食調理員がとても気にしているのは、汚染地区と非汚染地区をいかに区別するかということです。極端な話、給食調理員がトイレに行ったときに、手を使わないでいいように自動ドアで自動洗浄で、とにかく汚染されないというのが一番であります。給食調理室は、熱処理なり滅菌処理をしたところからが非汚染地区、これをきっちり分けるということをやらなければなりません。</p> |

| | |
|-----|--|
| 教育長 | <p>だから、学校給食で生のサラダが出ることはありません。一回加熱したサラダが出てくる。食中毒が起こらないようにということで、明確に区別がしてあります。原材料等が搬入される場所と食缶が返ってきた場所は汚染地区になります。調理する場所は非汚染地区という区切りをきちんとしなければならないということです。口石小学校の想定にあるような建屋配置にしたときに、これはかなり大変だと思います。</p> <p>ちょっと私から一つ確認をいいですか。報告資料1のちょっとわかりづらいところがあったので、建設の概算の部分でセンター方式で6億6,000万円ですね。右側の四角の2つ目、交付税プラス交付税算入額が1億5,985万3,000円ですね。これを引いたところが実際の建設費用となるわけですね。</p> |
| 事務局 | <p>実際の一般財源負担です。</p> |
| 教育長 | <p>一般財源負担が3億8,345万2,000円ということですね。</p> |
| 事務局 | <p>3か年で一般財源として表に出てくる数字ですね、それが3億8,300万円。</p> |
| 教育長 | <p>実際は6億6,000万円から1億5,900万円、約1億6,000万円引くから5億円ぐらいということですね。</p> |
| 事務局 | <p>そうです。5億円ぐらいの一般財源が必要です。</p> |
| 教育長 | <p>とすれば、実際に自校方式とセンター方式を比較すると、3億5,000万円ぐらいの差が出るということですね。</p> |
| 事務局 | <p>3億5,000万円ぐらいです。</p> |
| 教育長 | <p>3億5,000万円差が出る。ただし、それには、土地代が含まれていない。町有地を使ったセンター方式でということですね。</p> |
| 事務局 | <p>事業費が、6億6,600万円が5億円ぐらいで済めば、まだ一般財源の持ち出しが1億6,000万、7,000万ほど減少することになる。</p> |
| 教育長 | <p>そういう経済的な面とか次長が説明した運用面、それから維持管理、そして安全面から考えてセンター方式にしたいという考え方を教育委員会としては出したということです。いかがでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>それから、もう一つ言い忘れておりましたけれども、将来、これを事業運営する場合、町が運営するのか、委託としての運営方式にするのか。そこは詰めて議会とも協議していきたいと考えています。人件費の比較資料など資料は大体完成していますし、今後、皆さんのご意見を聞きながら進めていきたいと考えています。</p> |

| | |
|------|---|
| 教育長 | 何かご質問ありませんか。 |
| 教育委員 | 保護者の方から教育委員会の方に、意見で伝えてくださいと言われたんですけど、どこかの地区で、ご飯は学校で炊いたご飯のほうが残飯率がかなり低くなった事例があると。ご飯だけ学校で炊くというか配給するということは、もしできるのなら、そちらのほうがいいんじゃないでしょうかという意見を伝えてきてくださいと言われたので。それは親子方式になるんですか。先ほどおっしゃった、よくわからないんですが。 |
| 事務局 | 今、米飯給食の場合は、施設の管理上、今の施設にないので米飯所で炊いています。 |
| 教育委員 | ああ、そうなんですね。 |
| 事務局 | 取り寄せているんですね。佐々町産米を使った、そのこだわりはありますけど。今度、新しい施設を作るとした場合は、そこでご飯を炊いて配食するという考え方を持っています。 |
| 教育長 | 今は炊けないんです。スペース的に釜が置けない。だから、お米は調理した分を買っているんですけど、どこで炊いているのかな、車で持ってきています。 |
| 教育委員 | あ、だからですね、そのときに言われて。 |
| 教育委員 | 江迎町の潜龍にある工場ですかね。 |
| 教育長 | そうです。たしか潜龍の工場から運ばれています。 今回のセンター方式については当然炊くという考え方です。そういう考え方で基本設定する方針です。 |
| 教育委員 | ありがとうございます。 |
| 教育委員 | 栄養教諭の方がいらっしゃると思うんですけど、その方が多分、各学校を回って食育の授業されているので、あれはすごく子どもたちにも響くし、担任のほうにも響いて、そういう面でも食育は見るだけじゃなくて、そういうふうなことを、勉強というか知識というかおかしんですけど、そういうふうにするのもいいんじゃないかなと。今されているようなことが役に立っていると思うんです。 |
| 教育長 | ご存じだと思うんですけど、ちょっと昔からしたら、今、食育はものすごく充実しています。栄養教諭の食育は、1校当たり20時間近く指導しています。 栄養教諭の指導は、主に食べるということに対する食育です。緑黄色野菜を摂りましょうとか、これはこういう意味がありますよ、今回の調理については、こうい |

| | |
|------|--|
| 教育長 | うバランスをとっているんですという指導です。 |
| 教育委員 | 給食を作っている現場を見るというのは、やはり働いている方の勤労というんですかね、それに対するありがとうという気持ちと、何か衛生面で気をつけていらっしゃるんだなというのはわかるんですけど、そういう食育面ではやはり、栄養教諭の先生が用意してくださるのがすごくためになる。 |
| 教育長 | そうですね。しかし、見学できる範囲は、HACCPによって制限されます。 |
| 教育委員 | 例えば、センター方式にした場合に、今ある給食室はどうなるんですか。 |
| 教育長 | 一つ考えなければいけないのは、今後、配膳室を作らなければいけないということです。給食を運んでくるわけですから。配膳室の場所というのは、子どもたちのことを考えた場合、今の位置が一番いいだろうというのがあります。スペース的に既存の給食室が空いた分については、まだ有効活用ができると思っています。ただ、もう老朽化しているから、診断をしてみる必要はあると思っています。 |
| 事務局 | 配膳室整備ということで、費用2,800万円という経費を見込んでいます。6億6,600万円の内訳になる数字として、それは自校方式にはない費用なので、センター方式にした場合には、これだけ経費がかかることとなります。 |
| 教育委員 | コンテナを入れる場所が必要になるということですね。 |
| 事務局 | そうです。段差がないスペースを作ることが必要となります。 |
| 教育委員 | 人件費は大分少なくなるんですかね、3校が一つとなれば。 |
| 事務局 | 人件費は今後、議会のほうにも提示して協議していきたいと思っています。近いうちに、比較のほうを教育委員の皆様にお示ししたいと考えています。 |
| 教育長 | 試算の途中ですので、直感的にはそう変わらないのかなという気もします。一応ご報告ということで、センター方式というところで、検討をさらに進めたいと思っています。 |
| 教育長 | (6)学校給食に係る公会計化について |
| 教育長 | 5月13日に県教育委員会に確認したところ、公会計化のガイドライン策定について、文科省の委託事業としては昨年度中に完了したが、省内で内容を検討中であり、いつ頃発出できるかは定かではないとのことでした。文科省のガイドラインが届いてからの検討になります。 |

| | |
|------|---|
| 事務局 | (7)いじめ・不登校について (資料により説明) |
| 教育長 | 先に平成30年度の不登校及びいじめ等の件数等については報告をしたところですが、教育委員会として毎月、学校から報告を受け対応を指導しているということです。不登校については、7日以上を原則として報告してもらっています。いじめと同様に、月々の校長会で校長からその内容についての報告を受けています。 |
| 教育委員 | 前年の3月から下足に砂を入れられる件とかありますね。これは4月にもなかったし、5月にもなかったし、6月にもなかったという具合に理解していいわけですか。3月にはあったけど、追いかけていった結果が6月までなかったから、消えるという意味ですか。 |
| 教育長 | 解消したということ。 |
| 事務局 | 6月は解消したということ。 |
| 教育委員 | 解消したということですね。だから、4、5、6月はなかったから解消したということですね。 |
| 事務局 | そういうことです。 |
| 教育長 | そうです。新たないじめがあれば、さらに追加ということになります。A君がB君をいじめたということになった場合は、学校が確認した2人については早急に謝罪、和解をさせる。一応、一旦の解決です。しかし、それが完全に解決したかどうかというのは、3か月間、観察を継続していきます。 |
| 事務局 | (8)名義後援について 5件分について報告。 |
| 事務局 | (9)準要保護の5月認定について 7件分について報告。 |
| 事務局 | (10)行事関係報告について 主な教育委員会行事の5月実績および6月予定について報告。 |
| 事務局 | (11)その他 ・埋蔵文化財包蔵地の調査について ・児童・生徒の安全確保について |

(17時1分 閉会)

上記のとおり会議の次第を記載して、相違ないことを証するためにここに署名する。

令和元年5月29日

教育長 黒川雅寿

委員 勝由典